

平成 2 9 年  
第 4 回定例会  
会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日

平成29年第4回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成29年12月13日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会 期 の 決 定  
〔議 長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について  
〔町 長 行政報告〕
- 日程第 5 平成29年第3回定例会
- 認定第1号 平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第2号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第3号 平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第4号 平成28年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第5号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第6号 平成28年度江差町公設卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第7号 平成28年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第8号 平成28年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第9号 平成28年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第 1号 江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9	議案第 7号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 2号	平成29年度江差町一般会計補正予算(第10号)について
日程第 11	議案第 3号	平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について
日程第 12	議案第 4号	平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第 13	議案第 5号	平成29年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第 14	議案第 8号	平成29年度江差町一般会計補正予算(第11号)について
日程第 15	議案第 9号	平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について
日程第 16	議案第 10号	平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第 17	議案第 11号	平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第 18	発議第 1号	種子法に代わる公共品種を守る新しい法制定を求める意見書の提出について
日程第 19	発議第 2号	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書の提出について
日程第 20	発議第 3号	日本政府が核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書の提出について
日程第 21	発議第 4号	議員の派遣について
日程第 22	発議第 5号	文化遺産に関する事務調査について (社会文教常任委員会事務調査)

◎ 議事日程 (追加)

追加日程第 1 発議第 6号 日本海沿岸の警備強化を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	小	笠	原	淳	夫
議	員	薄	木	晴	隆	午
	〃	飯	田	隆	正	一
	〃	室	井	正		行
	〃	菘	原	洋		徹
	〃	小	梅	洋		子
	〃	塚	本			眞
	〃	西	海	谷		望
	〃	若	山	明		廣
	〃	小	野	寺		眞
	〃	小	林	く		に
	〃					こ

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	木	村			晃
まちづくり	推進	出	崎	雄	司	司
財	政	齊	藤	敏	己	臣
税	務	安	田	克	礼	治
町	民	岸	田	礼	智	子
健康	推	白	鳥	則		明
産	業	大	杉			徹
追	分	尾	山			治
建設	水	岸	田	雄	年	代
ひ	の	梅	川	真	由	美
出	納	岸	田			智
学	校	中	川			文
社	会	大	坂	敏		強
総	務	竹	内			竜
まちづくり	推進	畑		竜		哉
	課					
	主					
	幹					

(議会事務局)

局  
書

長  
記

清 水 直 樹  
秋 山 悦 子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成29年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番、萩原議員、10番、薄木議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」

はい。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

議会運営委員会からの報告を申し上げます。

当委員会、11月の28、12月5日の2日間、委員会を開催しまして、町理事者の出席を求めまして、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、平成28年度各会計の決算認定9件、29年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせて9件、条例改正が3件、委員会報告が6件、議員発議5件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書で、通りでございます。

以上の内容を踏まえまして、会期を12月13日、今日1日と致します。

一般質問については、これまでと同様でございますが、一問一答方式を採用して行うことにしました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含めて60分の時間制と致します。質問、答弁については、一回目の質問、答弁について演壇より行って、再質問以降は、議員は同じく演壇、理事者は自席で行うことと致します。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言につきましては厳に慎むようお願いを致します。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告と致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質問・答弁については、演台により行い、再質問は、質問以降については、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと、また、理事者においては議長、議員からの質問・質

疑、質問・質疑に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の時間制、時間外、制限時間外とすることに決定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、ご了承お願い致します。

(議長)

日程第3、所管、事務調査の報告について、平成29年第2回定例会、発議第14号、福祉行政に関する事務調査の、を議題と致します。

本案については、所管の社会文教委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小林委員長」。

「小林委員長」(社会文教常任委員会報告)

はい。

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小林委員長」

社会文教常任委員会の調査報告について、ご報告申し上げます。本委員会に付託事件の調査事件について、会議規則第78条の規定により、次の通り報告します。

#### 1、調査事件

平成29年第2回定例会、発議第14号、福祉行政に関する事務調査について、であります。

#### 2、調査期日

平成29年6月27日以降、計8回委員会を開催しております。詳細については、以下をご参照ください。

#### 3、調査の結果

平成28年に児童福祉法が大きく改正され、すべての子どもが、福祉が等しく補償される権利の主体であることを理念として、改めて明記されました。そして子どもが良好な環境の中で生まれ、社会のあらゆる分野において、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重される等、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとしている。その上で、地方自治体は、保護者と共に子どもの心身の健やかな育成に責任を負うとしている。



当町で実施されている子どもの福祉については「江差町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施され、一定程度、制度としての成果が上がっているものもありま、あるが、更に子育て環境や子育て支援を積極的に取り組んでいく必要があると考え、担当者からの聞き取り調査と現地視察を実施しました。

これら調査結果について、次の通り意見を付して報告します。

意見（１）乳幼児保育に関して、ニーズが高いものの、保育士確保が困難なことから充実していない現状がある。現在の保育園の保育士は、臨時の保育士によって運営が維持されている。このままの労働環境では、保育士の採用等に大きな課題があり、待遇、処遇、労務管理等を改善し、保育士の確保に向けた対策を早急に取り組むべきである。

（２）民間のボランティアによる育児サークルは、子育て世代の転勤者が多い江差町の特性を踏まえると、保護者の交流の場として大きな役割を果たしている。しかし、ボランティア活動の中で、人手不足や育児スペース不足、遊具不足が課題となっており、何らかの行政支援を検討すべきである。

（３）江差町では、０歳児からオムツやミルク、おしりふき等の消耗品に関する補助制度があるが、近隣町と比較しても必ずしも満足できる内容となっていない。子育て対策には、一歩前へ踏み込み、上記対策の充実を含め、給食費の助成枠の拡大等の施策が望ましいと考える。

（４）江差町での充実した子育て環境を作るには、保育園等の施設の老朽化に伴う改修及び改善等が必要である。また、都市公園等は計画的な整備が望ましい。特に冬期間の子どもの遊戯施設等も検討していくべきである。加えて、保育園によっては、園外（野生動物）に注意すべき園もあり、対策を検討すべきである。

以上であります。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

福祉行政に関する事務調査について、委員長の報告の通り、了承したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長報告の通り、了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出について、を議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会及び議会広報特別委員会から調査の、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの報告の申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第5、認定第1号、平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成28年度江差町水道事業会計決算認定について、までの各会計決算認定を、一括して議題と致します。

ただ今の認定議案については、平成29年第3回定例会において、平成28年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、報告を求めます。

「萩原副委員長」。

「萩原副委員長」(決算審査特別委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「萩原副委員長」

小笠原淳夫委員長に代わり、私の方で報告させていただきます。

調査事件、平成29年第3回定例会におきまして、認定第1号、平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、から認定第9号、平成28年度江差町水道事業会計決算の認定について、まででございます。

審査の経緯と結果でございますが、本委員会は平成29年6月15日に設置し、7月28日、9月12日、10月24日、10月25日、10月26日の6日間、委員会を開催致しました。10月24日には、江差町防災備蓄センター、JR江差駅跡地及び南が丘小学校前道路建設予定地の現地調査を実施致しました。また、10月26日には、町長及び教育長に対する総括質疑応答、意見聴取を行いました。

その結果、上記各決算、会計決算については、すべて認定すべきと決定したので、報告致します。

なお、以下の点について意見、要望があったことを申し添えます。

(1) 一般社団法人開陽丸青少年センター運営補助について、でございます。平成2年の竣工オープンから27年が経過し、沿岸隣接の開陽丸船体の傷みが著しい。これまでの当該施設と町との関係やかもめ島を中心とした将来構想を踏まえ、財政面での計画性を考慮しつつ、早急な改修が望まれる。

(2) まちづくり推進交付金について。地域の雇用創出や産業基盤の強化など、総合戦略の支援対策として平成28年度に創設されている。今後も裾野の広い、継続性のある、効果的な事業が望まれる。

(3) 未利用町有地の売却について。定住対策や財源確保の見地から、一層の未利用町有地の有効活用や売却の推進を図られたい。

(4) 町営住宅の整備と入居条件の緩和について。空き住宅が散見されていることを踏まえ、既存の町営住宅の修繕設備を図ることで長寿命化を進められたい。また、住宅困窮対策として、入所要件の緩和の検討についての意見があった。

(5) 集会施設等の修繕、備品整備と施設管理の一元化について。老朽化等による修繕や、机・椅子等の備品整備を図られたい。また、複数の所管になっている施設管理を、一元化すべきとの意見があった。

(6) その他。各所管、各所管課の審査においては、将来的な展望に立った提言や、事務事業の執行にあたり細部にわたる意見、要望が出されている。また、監査委員から提出された決算審査意見書で指摘された各項目についても十分精査し、今後の行政執行に当たられることを望むものである。

以上でございます。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

ただ今報告がありました各認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑省略、質疑、質疑を省略し、これより認定第1号から順次討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次討論・採決致します。

認定第1号、平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

反対討論ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

認定第1号の採決を行います。

平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定から認定第9号、平成28年度江差町水道事業会計決算の認定までの8件については、この決算に

対する認定の報告は認定するものです。討論を省略し、順次採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決を行います。

認定第2号、平成28年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定致しました。

(議長)

認定第3号、平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第4号、平成28年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第5号、平成28年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第6号、平成28年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第7号、平成28年度江差町港湾事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第7号について認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第8号、平成28年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

全員であります。

よって、認定第8号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第9号、平成28年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第9号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」 (行政報告)

はじめに、旧江差駅跡地の土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の解除について、ご報告申し上げます。

旧江差駅跡地において土壤、失礼しました。土壤汚染対策法施行規則に定める基準を超える鉛及びその化合物が検出されたことにつきましては、昨年11月の議会全員協議会及び平成29年第2回臨時会にてご報告させて頂きました。

基準を超えた区域は、本年4月14日付で北海道知事より形質変更時要届出区域に指定されて、されましたが、町と致しましては跡地に町営住宅や公園等を整備することに鑑み、同区域の解除を目指し、汚染土壤除去工事の補正予算を提案、議決頂き、汚染土壤の除去を致しました。

汚染土壤除去後、効果を確認するため改めて水質検査を行ったところ基準を超えなかったことから、措置完了報告書を提出し、その結果11月17日付で区域が解除され、安心・安全な土壤となりましたことから、本定例会でご報告申し上げるものでございます。

なお、地域の方々に対しましては、町広報紙1月号にてお知らせすることとしておりますので、ご理解を、ご理解をお願い致します。

次に、北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使2018の決定について、ご報告申し上げます。

既に新聞報道等でご案内のことと存じますが、この度、北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使2018に江差町が選定され、去る11月26日に札幌ドームにて抽選会が行われたところでございます。

この結果、杉谷拳士選手と市川友也選手が江差町の応援大使に決定致しました。

市町村応援大使は、北海道日本ハムファイターズの選手が地域の皆様と交流を図りながら、まちづくり・まちおこしに寄与することを目的に2013年から始まった制度であり、これまで檜山管内では、上ノ国町・厚沢部町・せたな町・今金町が選定されております。

今後は、町広報紙やホームページの掲載に起用したり、互いにアイディアを持ち寄り特産品等のプロモーションやイベント等の、イベント等に選手が協力することが可能となることから、日本ハム球団側と協議を行いながら様々なかたちで地域の活性化にお手伝いをして頂きたいと考えております。

詳細につきましては、適宜、町広報誌等を通じて周知を図って参りたいと考えておりま

すので宜しくお願い申し上げます。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

はじめに、平成29年11月2日、千葉県在住の鈴木益躬様より町政発展のためにと、昭和59年に製作された江差町の町並みが描かれた絵画「浅春の鷗島」、時価540万円相当のご寄附がございました。

ご寄贈頂きました絵画につきましては、早速、江差追分会館に展示させて頂いたところ  
です。

次に、平成29年11月16日、北海道旅客鉄道株式会社、代表取締役、島田修様より  
現金3,221万7,896円のご寄附がございました。

このご寄附は、旧江差駅の解体におけるアスベスト除去及び跡地における土壤汚染の調  
査並びに汚染土壌除去等の費用に相当する額をご寄附頂いたものです。

北海道旅客鉄道様からは鉄道施設及び鉄道用地の譲渡の際に1億7,404万2千円の  
支払いがありましたが、これは町との協定の中で施設の撤去費用として支払うこととして  
いたものであり、それ以外の経費については協定上定めがなく支払うことができないこと  
から、相当額をご寄附頂いたこととなったものです。

アスベスト除去等の工事費の財源につきましては旧江差線、木古内・江差間の鉄道施設  
等整理基金を充当しておりましたことから、ご寄附頂きました現金は同基金に積立するこ  
ととし、本定例会に補正予算として提案させて頂いております。

なお、金額の内訳は別表の通りとなっておりますので、詳細は割愛させて頂きます。

最後に、平成29年12月1日、株式会社前田組、代表取締役社長、前田憲男様よりス  
ポーツ少年団活動の充実のために、ウィンドブレーカー17着と幟5セット、25万円相  
当のご寄附がございました。

また同日、有限会社グループホーム和、代表取締役、中川恵美子様より横断幕1セット、  
5万円相当のご寄附がございました。

町では同日、江差北鷗ジュニアバレーボール少年団様に対しまして、ご寄附頂いた備品  
の贈呈を行ったところでございます。

以上のご寄附があったことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申  
し上げ、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

「教育長」。

「教育長」(行政報告)

江差小学校教諭の逮捕について、行政報告を申し上げます。

12月9日(土)深夜に、江差警察署において、江差小学校の男性教諭が盗撮を目的と  
する住居侵入の疑いで逮捕されました。



教育委員会では、翌日の10日(日)には、緊急の町内校長会議を開催し、その後、江差小学校では緊急の職員会議を開催し、児童及び保護者の対応について協議を行い、11日(月)には、全校集会を開催し、学校長から児童へ先生の逮捕について謝罪を含め説明を行い、さらに各学級ごとに担任から児童の心のケアを含め話し合いを行う等の対策を取りました。

また、12日(火)午後6時30分から、江差小学校全保護者を対象に説明会を開催し、学校長から事件の経過と児童に対する今後の対応を含め説明を致したところです。

教職員の服務規律の保持につきましては、これまでも機会あるごとに厳正な指導をお願いし、コンプライアンス確立会議や各種研修会、不祥事防止啓発リーフレットの配布等、注意喚起を行ってきたところであり、今回の事件を受け、町内小中学校に綱紀粛正及び服務規律の確保について、文書をもって通知し、各学校長から指導の徹底をお願いしたところでございます。

この度の事件につきましては、教育公務員としてあってはならないことでありますし、大変憂慮すべき事態であり、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

今後、子どもたちの不安や心配をしっかりと受け止め、教育委員会を含め、教職員一丸となって、丁寧に話を聞き、心のケアをして参ります。

また、当然のことではございますが、子どもたちが安心して過ごせる学校、学習に集中できる学校、思いやりいっぱい为学校を目指し、目指して参ります。

この度の事件につきましては、捜査中であり、限られた情報しか分からない中での報告となりますことをご理解願います。

この度の不祥事、誠に申し訳ありません。重ねてお詫びを申し上げます。

以上です。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。